

# 電動キックボードの取扱いについて

## 1 電動キックボードとは

キックボードに原動機（電動モーター）を装備したもので、電動キックスケーターとも呼ばれ、手軽に乗れるパーソナルモビリティとして注目されています。



## 2 電動キックボードの法的な位置付け

(1) 車両区分（原動機の定格出力で異なります。）

定格出力	道路交通法	道路運送車両法
0.6kw以下	原動機付自転車	原動機付自転車（1種）
0.6kwを超え1.0kw以下	自動二輪車（小型）	原動機付自転車（2種）

(2) 必要な運転免許

道路交通法（以下「法」という。）の車両区分に応じた**運転免許が必要**です。

(3) 必要な装置（道路運送車両の保安基準）

道路運送車両法の車両区分（原動機付自転車）に応じた**装置**が必要です。

制動装置（2系統）、前照灯、後部反射器、警音器、後写鏡、番号灯、尾灯、制動灯、  
方向指示器、速度計

※ 最高速度が時速20km未満の車両については、下線の装置は免除されます。

## 3 通行の方法

(1) 走行する場所【法第17条（通行区分）】

車道を通行しなければいけません。 ⇒ **歩道を走ることはできません！**

(2) ヘルメットの着用義務【法第71条の4（自動二輪車等の運転者の遵守事項）】

**ヘルメットをかぶらないで運転してはいけません。**

(3) 二段階右折【法第34条第5項（右折）】

法上の原動機付自転車に該当する場合は、多通行帯道路（片側3車線以上）の信号交差点においては、**原則として二段階右折**をしなければいけません。

(4) 交通事故を起こした際の対応【法第72条（交通事故の場合の措置）第1項】

車両の運転者として、**救護・危険防止措置義務（前段）、報告義務（後段）**があります。

## 4 その他必要なこと

- いわゆる「強制保険」である、**自動車損害賠償責任保険（共済）**への加入
- 地方税法に基づく軽自動車税（市町村税）の納税及び**課税標識（ナンバー）の表示**

## 5 注意事項

原動機を用いずに、**運転者が足で地面を蹴って走行する場合も運転行為となります**ので、歩道通行の禁止、ヘルメットの着用などの交通ルールを守らなければいけません。